

経済産業省

令和4年3月4日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、経済産業省へ報告されたガス事故のうち、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒及びガス機器の破損などの事故が、2017年から2021年の5年間で計54件発生し、2021年は6件の事故が発生しています。

ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者などが死に至った事例も過去に発生しています。

このことから、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- 2 やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 3 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

(参考資料)

- ~~・住宅の塗装・内装工事等の際のガス機器の給気・排気部の閉塞による事故一覧（2017年から2021年）~~
- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

 「ガス臭い」、「警報器が鳴った」などの
異常を感じたら、
すぐガス事業者へ連絡を！



外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、
ガス臭等が発生した場合は、
直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を！

お名前

ご住所

ご近所
の目標

その場
の状況

ガスの事故がなくなるよう
皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全見直し隊

ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

工事の際に、やむをえず排気筒（煙突）・換気扇・
給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、
入居者の方にガスの使用禁止を
お願いしてください。

はい、
わかりました

ただ今
塗装工事中につき
ガス機器は
使わないでください。



外壁塗装工事・
外壁清掃工事・
増改築工事をされる
工事会社さまへの
お願い。



外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・
屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは入居者の方に

ガスの使用禁止をお願いしててください。

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用され
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、
機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。



入居者の方にガスの使用禁止のお願い

はい、
わかりました

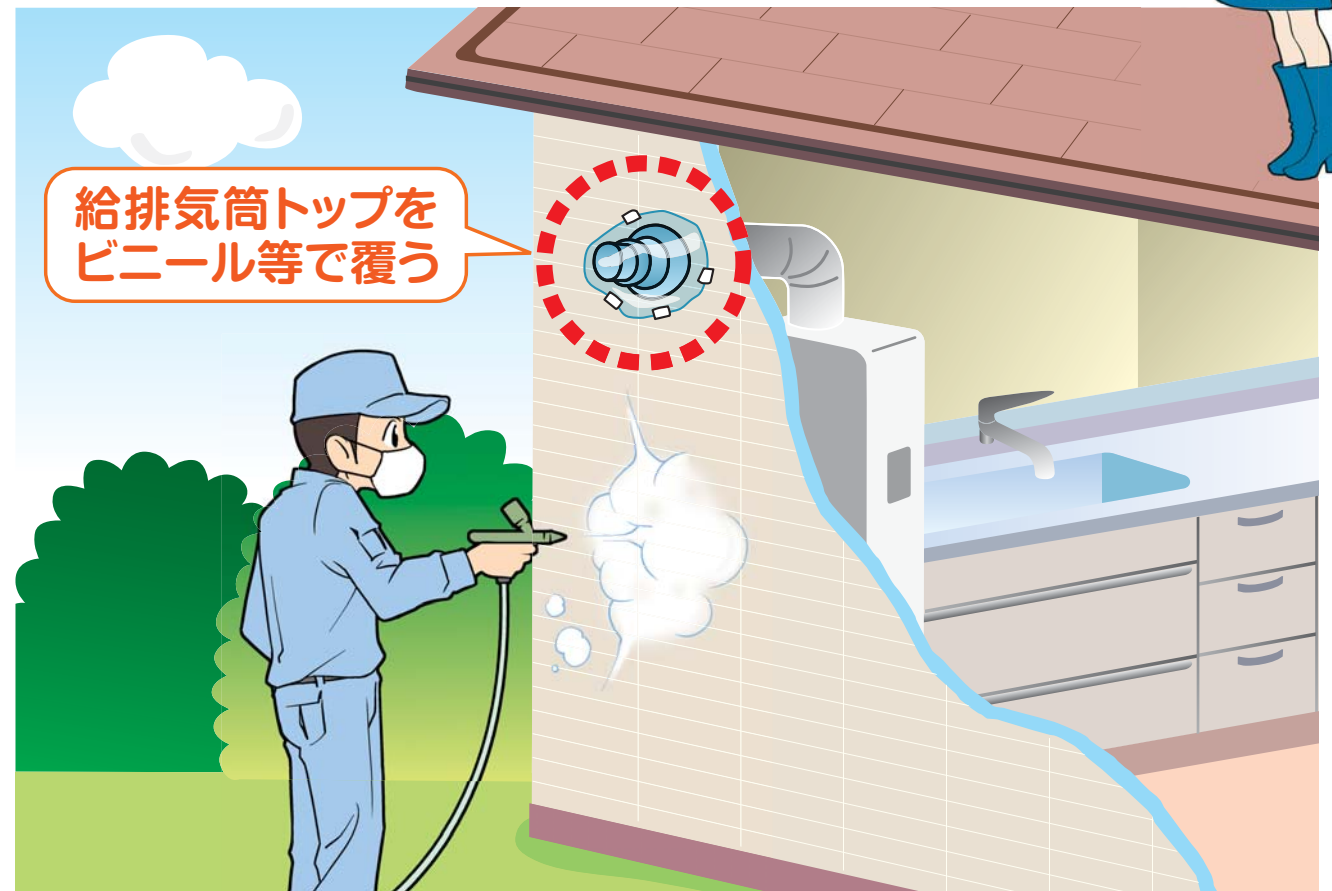


ただ今
塗装工事のため
ガス機器は
使わないでください。

管理人さまにもお打合せを
共同住宅の塗装等で工期が長くなる
場合には、管理人さまとの打合せの
上、ガス機器の使用制限等について
掲示板および回覧板等でお知らせし
てください。



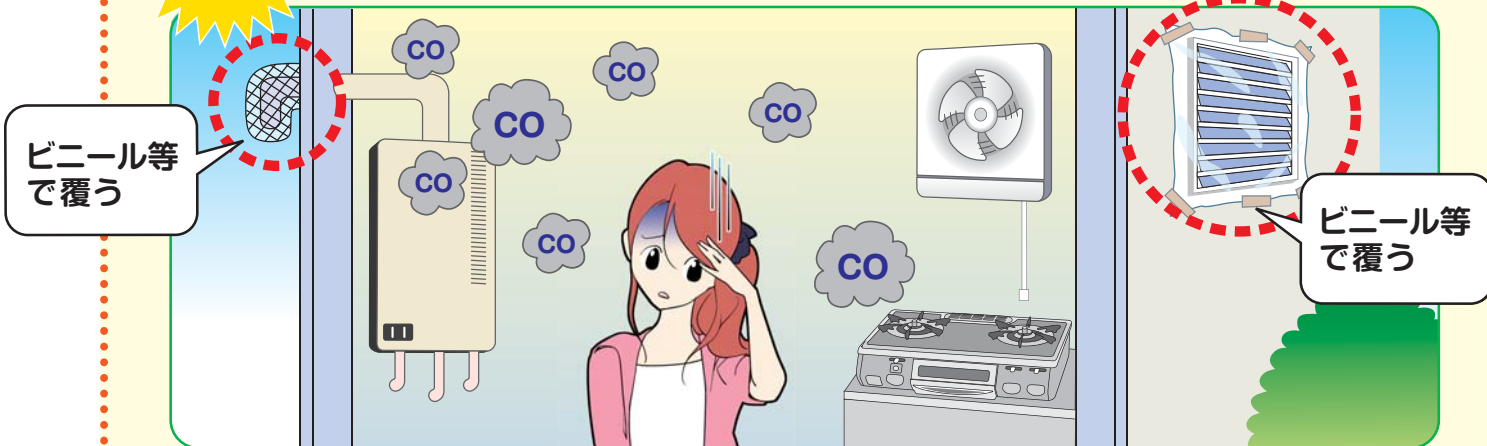
作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険な
ケース1

不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



危険な
ケース2

ガス機器の故障の
原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留
してしまい、連続点火操作により着火すると
ガス機器が爆発・火災に至る場合があります。

